

—若さと情熱と行動力—

あらまきりゅうぞう通信

《京都府議会報告》

第 1 号 (創刊)
平成 21 年 12 月

編集・発行

荒巻隆三事務所

〒605-0981 京都市東山区本町1丁目60
電話：075-541-8078 FAX：075-561-2812



京都府議会議員

荒巻隆三



ご挨拶

平素は、大変な御支導を賜り誠にありがとうございます。

昨夏において自民党は負けました。大事なことは、かつてない敗北を喫した自民党の現状を正しく認識して、党の存在意義を見つめ直し、改めて我が国の伝統や受け継がれてきた良き風習を守っていくという価値観に立脚し、保守本流の理念を基調とした政党に立ち返らなければならないということだと思えます。

近年において、自民党とは何ぞや？との問いかけに、政権与党であったという言葉でしかアイデンティティを表現し尽くせないような状態であったことに問題があったと思います。悔しくも、思想のない既得権益維持の利権政党のような誤解を受け見放されていった先の敗北から脱却し、再生していくことが必要であります。その周囲も自らさえも見失っていた自民党が、立ち返るべき座標軸と道標を取り戻し、次代を担う世代が次世代に責任をもって自民党の再生に努めて参ることを改めてお誓いを申し上げる次第です。

これらの深い反省をもとに、日本の国益と保守政治の理念を守るべく、私は自民党府議会議員の活動を通して、府民の皆様が安心して暮らせる社会の実現に向けて更なる政策提言を行い、二代表制の一翼を担う議会としての責任を果たして参ります。

地方分権化に向かう今日において、府議会議員の役割は大きく重責を持ちます。議会の住民代表機能の在り方として、二代表制において、府議会が知事に比べ、より住民代表制の強い機関として機能させる為には、府議会議員と地域の皆様との相互間に正しい認識と理解が不可欠と思えます。

今後は、特にその点においても重点的に活動して参りたく、つきましては、そういう思いを込めて『あらまきりゅうぞう通信』を発行致しました。この『府議会報告』を通じて、皆様と府政の情報共有の材料として参りたく、様々な御意見を賜りますよう心から御願い申し上げます。

～二年間の主な本会議等活動を振り返るにあたって～

2009年6月定例会における代表質問

1. 国民文化祭の開催について

■ 質 問

平成 23 年に京都で初めて「国民文化祭」が開催される。是非、京都らしい、京都ならではの文化祭であって、そして文化の振興・経済波及効果のある文化祭を期待するものである。

- ①「国民文化祭実施計画大綱」の特徴と内容、及び今後の進め方は？
- ②若者の関心を高め、参画の機運を盛り上げる必要があると考えるが、どのように進め生かそうとするのか？
- ③表面的な広報啓発だけでなく、地域の文化活動を元気にする事が大事である。地域の盛り上がりをどのように図るのか？

■ 答 弁

知 事:

京都のもつ日本の「心のふるさと・心の文化」を発信したい。それを次の世代に継承していき、そして京都での開催を「京都文化年」と位置づけたい。

若い層や子供達の関心を得るため、「マスコットキャラクター」をつくり、若い皆さんに参画してもらうために、京都学生祭典や高校総合文化祭とも連携し、学生とのネットワークをつくる中で、全国から若者が多く集まる企画にしたい。



代表質問

地域の文化としては、

- ①地域の文化を継承発展させていくため、地域文化活動支援事業を初めとして地域の文化活動への積極的な支援を行いたい。
- ②市町村の演目が決定しているので支援をし、新しい地域文化の発展にも努力したい。

「国民文化祭」とは

「文化の国体」といわれ、全国から集結し、演劇や吹奏楽などを発表する文化の祭典である。

昭和61年に第一回（東京都）が行われ、以降毎年各府県持ち回りで開催されている。

京都府は平成23年10月29日～11月6日（9日間）に開催が予定されている。



代表質問

2. 森林整備と「木」による文化財を守る 取り組みについて

■ 質 問

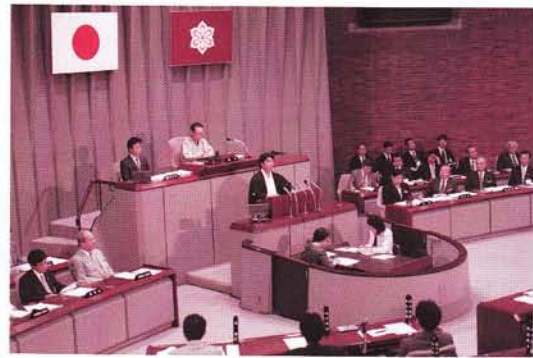
森林の整備は、森林の機能・働き・価値を地域の人々が十分認識した上で、住民・団体・行政等が一体となって取り組む必要があると考える。平成17年に「京都府豊かな緑を守る条例」を制定され、この条例に基づき10年後を見据えた「森林利用保全指針」が提案されている。

- ①この指針の基本的な考え方と展開方向はどのようなものとなっているのか？
- ②京都のすばらしい文化景観・神社仏閣は日本を代表する木造建築である。この神社仏閣の修復には、大きな木材が必要である。将来のこれらの修復に備え、その確保についてどのように考えているのか？

■ 答 弁

知 事:

- ①指針では、森林を「木材生産型」と「環境保全型」の二つに大きく分けている。「木材生産型」では、森林資源の循環利用を図り森林経営が成り立つように、整備の集約化や専門的な担い手育成に取り組むこととしている。また、「環境保全型」では、里山の荒廃防止や京都市の美しい山の景観の再生を「モデルフォレスト」のように、みんなが支える森林づくりを推進していきたいと考えている。また、京の木の香り整備事業や、ウッドマイレージCO2認証制度により、府内産材を身近なところで使ってもらい取り組みを進めたい。
- ②文化財を守る取り組みについては、神社仏閣の修復には将来を見通した計画的な取り組みが求められている。このため、府では、文化財の修復に必要な用材を確保するための森林を「京都・文化の森」として指定・登録（21ヶ所・約29ヘクタール）している。知恩院の修復材として供給するなどの取り組みを実施している。引き続き、文化財を初めさまざまな用途に利用する循環をつくり、景観形成や伝統文化を支える取り組みを推進したい。



代表質問

3. 家庭支援総合センターについて

■ 質 問

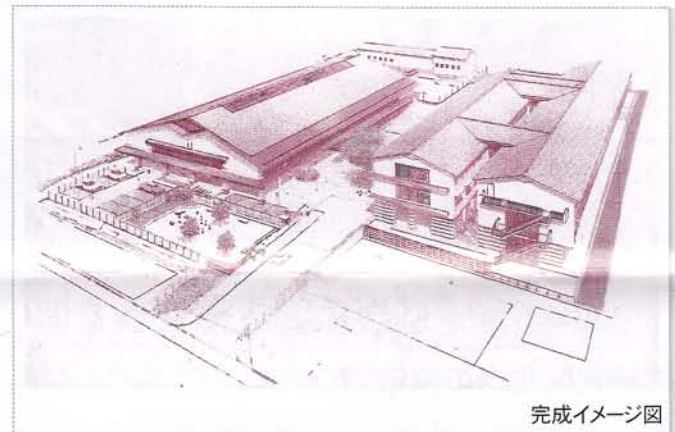
家庭支援総合センターは、平成22年度の開設に向けて準備が進められているが、現在の工事の進捗状況はどのようになっているのか？ また「家庭支援・相談体制の在り方懇話会」で出された意見を踏まえ、南部・北部地域も含めた府域全域を網羅するセンターとしての機能についてどう考えているのか？

■ 答 弁

知 事:

家庭支援総合センターは、洛東病院の跡地で平成21年1月から本格的な工事に着手し、平成22年3月の完成に向けて、おおむね予定通り進捗している。

そして、「懇話会」から「地域バランスを考え、南部・北部地域においても家庭問題に対する相談体制の構築が必要」という意見や、「市町村を支援する機能の充実も必要」との意見をいただき、又、議員の御指摘も踏まえて、南北の地域バランスのとれた相談体制の構築について検討し、市町村等に対しても相談バックアップ体制を強化し、京都府全体として家庭に対する相談支援体制の充実を図りたいと考えている。



完成イメージ図

「家庭支援総合センター」の概要

◎整備目的

家庭問題等に関する様々な相談に総合的に対応する等の支援機関として整備

◎建物概要

場所：元洛東病院跡地
建物構造／面積：鉄筋3階建／約5700㎡
総工事費：16億8700万円
完成予定：平成22年3月

◎その他

児童相談所・婦人相談所・身体障害者更生相談所・知的障害者更生相談所を統合
母子生活支援施設・府警少年サポートセンターを合築

4. 鴨川河川区域における

自転車のマナーについて

■ 質問

「鴨川条例」の規制条項が施行されて、1年が経過した。特に京都市との連携が不可欠で、強調して必要な施策を講じることが重要であると考え。そこで

- ① 条例施行後、区域の放置自転車の撤去を2回実施されたが、その内容と実績はどうだったのか？
- ② 条例施行前と比べてどのようになったのか？
- ③ 京都市と連携し、どのような対策を講じたのか？また、今後どのような取り組みを採ろうとしているのか？
- ④ 自転車の走行による事故やトラブルが絶えない中、歩道等を走る自転車への対応はどのようにしているのか？

■ 答 弁

知 事:

- ① 鴨川の放置自転車対策は、平成20年4月から「鴨川条例」に基づき自転車放置禁止区域を定めて規制を開始し、月2回の撤去を行い、1年間で延べ1536台を撤去した。
- ② 平成20年4月の調査時には473台あったものが、平成21年5月には39台と10分の1以下となり、大幅に減少し、条例に基づく効果と考えている。
- ③ 現状では、府は河川区域を京都市が道路区域を管理(撤去)しており、府市の連携は大変重要である。平成20年9月府市行政協働パネルを設置して協議を開始した。結果は自転車撤去を府市同日・同時に実施する事や、府は市の保管所の確保と駐輪場の整備について協力する事などを確認している。今後も協議を進め、効果的な対策を推進していきたい。

警察本部長:

- ④ 自転車に関する交通事故の現状を踏まえ、利用者に対する街頭指導や、違反行為・歩行者に具体的な危険を生じさせた場合には、検挙措置を講じることとしている。また、自転車の正しい乗り方等を啓発するための街頭指導・広報啓発活動を展開しているところである。

荒巻隆三議員:

御答弁いただきましたが、今、自転車はお年寄りとか小さな子たち、弱い立場の人たちにとっては本当に危険な状態であります。ぶつかったり、あざがでたり、打撲を受けたがそのままどこかへ行ってしまっただけ泣き寝入りしているような、認知されていない件もいっぱいあるかと思えます。やはり、警告指導とかそういうのを徹底していただいて、それでも状況が悪いなら交通の切符を切るとか、もっと積極的な行動をしていただくことを望みます。

5. 繁華街の治安対策について

■ 質問

祇園・木屋町特別警察隊が発足して4年目を迎える中、まだ悪質な違法行為が行われている。国内外からの観光客のイメージも損なわれているのではないかと心配である。

府民の代表である知事の今後の治安行政に対する考えを聞きたい。また、祇園地域での特別警察隊の活動内容は？そして、その効果と今後の活動方針は？

■ 答 弁

知 事:

祇園・木屋町地域の治安対策として特別警察隊を発足させ警察官の増員や、移動交番の車両を購入して木屋町に配置した。また、府市連

携のもと木屋町警備派出所を整備してきた。地域の見守り活動もいただき、当地域の刑法犯の認知件数は、この7年で2割(凶悪犯は6割減)減りました。

今後とも日本の京都の顔であります祇園・木屋町地域が皆さんが安心して楽しめる場となるよう全力をあげて取り組んでいきたい。

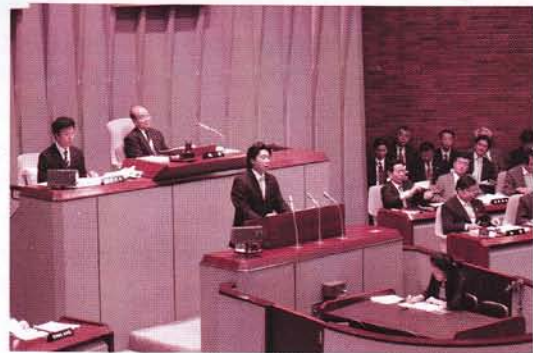
警察本部長:

地域の特別警察隊の活動状況は、平日はおおむね8人、週末・休日の前日はおおむね16人を配置し、犯罪の検挙・警戒活動を初め、風俗関係事犯等の取り締まりを重点的、集中的に推進している。その効果として平成20年中の地域の屋外刑法犯認知件数は304件で、前年と比較して約28.8%減少している。

また、府迷惑行為防止条例の改正により取り締まりを強化し、客引き行為・ピンクピラ貼付事犯等を沈静化させるなど、風俗環境の浄化に効果が出ている。

今後とも、地域と行政との連携強化を図り、府警の総合力を發揮し祇園地域の治安確保に万全を期したい。

2008年6月定例会における一般質問



一般質問

1. 青少年の有害環境対策について

現行の風営法では取り締まれない「出会い喫茶に対する厳しい措置」を取り、青少年の環境を守るべきである。条例の制定は繁華街対策にもつながり、京都の生活文化に密着し、伝承の担い手として大きな役割を果たしている「花街を守る」という意義もある。

2. 観光振興における人材育成について

人材育成を基調とする地域力の向上を狙いとする。ボランティアやNPOに対する支援も必要である。

3. 地球温暖化対策について

「京都エコポイントモデル事業」の推進に当って、家庭と企業との連携を図るための仕組づくりが急務である。

◆「青少年の健全な育成に関する条例」の一部改正への進言について

荒巻隆三議員:

自由民主党議員団の荒巻隆三でございます。通告しております数点につきまして、早速質問に入らせていただきます。

まず初めに、青少年の有害環境対策についてお聞きいたします。

先日の痛ましい秋葉原無差別殺傷事件を振り返るとき、容疑者は有数の進学校に進みながら、高校では成績不振に陥るといった挫折体験が事件につながったという可能性は報じられましたが、犯罪は社会を反映する鏡であると言われますように、改めて、容疑者が生きて

きた社会状況を振り返ると、若年世代を覆う深刻な社会変化が根底にあるように感じてやみません。

日本は、高度経済成長期を経て、平成の時代も20年が経過する中で、諸外国に例を見ない急激な少子・高齢化や核家族化の進行と同時に、都市化、情報化が進展して参りました。それら高度成長や科学技術の進歩がもたらした今日の繁栄は、青少年にも良きにつけ悪しきにつけ、多大な影響を及ぼしているように思っております。

現代は、情報の時代と言われており、私たちが想像もできなかった情報機器類が出現して参りました。特に、インターネットや携帯電話は、青少年の間で急速に普及しており、今ではほとんどの高校生が携帯電話を持っているという状況になっておりますが、それは非常に便利なツールである反面、裏サイトや掲示板を使用した「いじめ」や犯罪を誘発したり、出会い系サイトから青少年が犯罪に巻き込まれるという、世の中がまさに免疫を持ち得なかった新たなデジタルツールが急速に普及・発展したため、社会的な制度や使う側の意識・ルールが現状に追いついていないのも実情ではないかと思っております。

しかしながら、携帯やネットを悪者視したところで、今さら、その存在をなくすことはできません。ならば、今こそ大人が子どもに対し模範を示せる社会を再度築いていくべきであると私は考えております。

拝金主義・ホリエモンがもてはやされ、セレブ、勝ち組という言葉が流行した時代に育った青少年が、携帯やネットから悪影響を受けるのは、それ以前に、環境に問題がある場合が大半であると私は思っております。

今国会においても、「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」が改正され、いわゆる「出会い系サイト」に対する青少年を保護する体制が整備されたわけですが、商業主義からの新種の営業形態が次から次へと生まれ、法的規制が後手後手に回る、まさにイタチごっこ状態が続いております。

そうした最近の動きの一つに、「出会い喫茶」というものがございます。喫茶という場において、面識のない男女に出会いの機会を提供するというものですが、北海道や愛知県で、出会い喫茶をきっかけに児童買春に及んだ事件が報道されるなど、児童買春の温床であることや、青少年が犯罪に巻き込まれる危険性などが指摘されております。

格調の高い文化都市・京都の繁華街には最もあってはならない店舗の業態の一種であるものの、京都においても運営をされており、先日、在阪テレビ局の報道番組においてその実態が取り上げられ、問題点が大きくクローズアップされたところです。

出会い喫茶は、入場料を支払った男性客が、合意を前提に女性を店外に連れ出すことができるというシステムで、現行の「風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律」や「京都府青少年健全育成条例」などの法令の規制の対象とはなっておりません。

こうした、出会い喫茶の中には、18歳未満の少女の利用をうたっている店もあり、また、利用した少女が「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」に抵触する犯罪の被害を受けたという事件発生も報告されております。

物質面での豊かさが一定水準満たされ、価値観が多様化した現代社会で育った青少年が、常に良識のある判断ができるかという点から考えますと、やはり、これを保護し育成するのは我々大人の責務であると思えますし、青少年にとって有害な環境を排除するための措置を迅速かつ効果的に講じていくことが必要であると考えます。

そこで、知事に質問いたしますが、先日の記者会見でも出会い喫茶についてさまざまな営業形態のものが出てくる中で、「何らかの規制の対象にして立入調査など監視できるようにする必要があると考えている」との発言がありましたが、この営業形態や問題点について、どのように考えておられるのでしょうか。

また、青少年が犯罪に巻き込まれる危険性のあるこのような営業に対して、私は、厳しい措置をとり、青少年を守っていくことが必要であるのではないかと考えますが、知事の所見をお聞かせください。

知事:

荒巻議員の御質問にお答えいたします。

青少年の有害環境対策についてであります。危険性を青少年が十分に認識しないまま、飲食や漫画、インターネットの無料提供などにつられて安易に利用している実態もありますので、犯罪に巻き込まれる危険や性的被害から守るためにも、青少年の入場を禁止する措置を私は当然とすべきではないかなというふうに思っております。

さらに、一段と厳しい措置についても私は考えていく必要があるというふうに思っております。学校や住居地等から一定範囲を営業禁止区域に設定いたしまして、この区域内には「出会い喫茶」をつくらせないというようにすべきと考えておりますが、こうした内容も踏まえまして、できる限り厳しい内容を盛り込んだ条例改正案を青少年健全育成審議会等の意見も踏まえまして、早ければ9月議会において御審議をいただきたいと考えております。

京都府の未来を担います青少年が将来に夢と希望を持ち、心豊かに育っていけるように、青少年の健全な育成を脅かす新たな事案につきましては、今後とも、できるだけ即座に規制対象とするなど、毅然とした対応をとって参りたいと考えております。

荒巻隆三議員:

ただいま知事のほうから御答弁いただきました。条例の制定、また期日を伴ったその素案を聞かせていただきまして、大変感謝をいたしております。そしてまた、本府の風営店舗に対する基本姿勢もお示ししていただきまして、ぜひとも早急に取り組んでいただきたいと思っております。

そしてまた、本件に係る条例の制定の意義というものは、私、東山区選出の議員としても、一つ大変大きな意義があると思っております。まさに、繁華街に係る条例制定でございますから、京都の繁華街というものは、やはりその中心に花街というものがあると思っております。夏の風物詩である納涼床を大変楽しみに多くの皆様がやってこられる先斗町や、また八坂神社の門前茶屋として発展してきた祇園甲部、祇園東、また出雲阿国を祖とする歌舞伎で、また歌舞伎小屋・茶屋街で発展してきた宮川町、本当に多くの方が日本の心のふるさと京都として、その象徴として訪ねてくるまちであり、吉井勇等多くの文人が足しげく訪れて文化の華を咲かせてきた、そしてまた地域の催事や行事等、各伝承の担い手として大きな役割を果たしてきた花街というものを私は守っていかなければいけないと思っております。

本当に、今、地域にそぐわない風営店舗が、まるで花街を侵食するように進出しておりますけれども、私は、本件の条例制定は風紀につながって、地域の風習やしきたりをいっしょに守ってきた花街を守っていくことにもつながっていきますので、その辺の大きな意義も踏まえて、ぜひとも知事の取り組みに対して御支援させていただきたいと思っております。



この模様は夕方の民放でも放映されました

一般質問

「出会い喫茶」 府が規制方針 18歳未満入場禁止など

山田啓二知事は7日、児童買春の温床とも指摘される「出会い喫茶」を規制対象にする方針を明らかにした。18歳未満の入場を禁止したり、営業禁止区域を設定するなどの規制事項を盛り込んだ条例改正案を早ければ9月定例議会に提出する。

7日の府議会本会議で荒巻隆三議員(自民)の一般質問に答弁した。出会い喫茶は利用料を支払った男性客が、入場無料に入った複数の女性のなかから、マシクミラー越しに一人を選び、合意すれば料金を店に払って連れ出す仕組みが多いという。府によると、京都市内の3軒が確認されているという。府では児童買春防止の観点から18歳未満の入場禁止を条例改正案に盛り込むほか、営業エリアについても禁止区域を設定する。具体的な禁止区域や内容は検討中としている。

出会い喫茶の規制をめぐっては、神奈川県松沢成文知事が先月、規制案を12月議会に提出する方針を表明している。

産経新聞(平成20年7月8日)

出会い喫茶規制案

9月議会に提案へ

知事

売買春の温床との指摘がある「出会い喫茶(カフェ)」について、山田啓二知事は7日の府議会一般質問で、府青少年健全育成条例を改正し、18歳未満の青少年の入場制限や営業禁止区域の設定などの規制に乗り出す考えを正式に表明した。早ければ9月定例議会に改正案を提出する。実現すれば、関西では初めて。

山田知事は「風俗営業法で一定の規制はあるが、『出会い喫茶』そのものを想定していないために、規制が大変難しい」と指摘。「青少年の入場を禁止する措置を当然とすべきだ」。

さらに、学校や住宅地から一定範囲を営業禁止区域に設定すべきだと考えており、できるだけ厳しい内容を盛り込むと明言した。

荒巻隆三氏(自民)の質問に答えた。

「出会い喫茶」は、府によると、中京区に3店舗ある。

朝日新聞(平成20年7月8日)



2008年3月予算特別委員会における 総括質疑



総括質疑

1. 京の「食文化」をどう位置付け、料理人さんの技能向上の励みにつながる顕彰のあるべき姿について
2. 駐車禁止除外標章の交付基準について
 - (1) 下肢障害者の一部が交付対象外となったが、従来どおり交付すべきである
 - (2) 歯科医療等の訪問診療車両についても柔軟な対応により交付すべきである
3. 府内の自主防犯組織の結成状況及び関係機関・団体との連携状況と新設される東山署の課せられた役割について
4. 家庭支援総合センター(仮称)の整備内容、建設予定、準備について

◆京都府道路交通規則の改正について

荒巻隆三委員:

京都府道路交通規則の改正により、駐車禁止除外標章の件で伺いをいたします。従来認められていた身体障害者手帳保持者の下肢障害3級の2・3及び4級が先般の改正で除かれることになりました。バリアフリーの精神であるとか、障害者自立支援の観点からいって、大変違和感を感じる今回の改正であると思います。府民の皆様からも同じような声を数多くお聞きしている次第でございます。

現在、3年間の経過措置を行っていただいているわけですが、それでも、障害者の方々が積極的に社会参画ができるためには従来どおりの交付を行うべきであり、また経過措置後の取り扱いについて具体的に示すべきと考えますが、警察本部長の御所見をお聞きしたいと思います。

あわせて、歯科医師、柔道整復師、鍼灸師等の訪問診療の車両も、今回の改正により駐車禁止除外標章の対象から除かれたということになっております。しかしながら、現実には、医療に当たる器材の運搬とか、例えば歯科医療であれば、お年寄りの入れ歯が折れたとか、食事ができないといったこととか、また器材が中で口内にこぼれてしまった、生命にかかわる事態にも発展する要因がさまざまにあると思われる。ぜひとも、警察署による交付等を個別な対応を柔軟に検討していただきたいと思います。いかがですか。お聞かせくださいませ。

警察本部長:

荒巻委員の御質問にお答えいたします。

改正後、府民や障害者団体などから、下肢不自由の復活要望35件、標章の不正使用に対する取り締まり要望14件、標章交付方法の変更や交付対象の拡大に対する評価7件、このほか標章の申請手続等に関する問い合わせ458件など、543件の意見等が寄せられております。また、本年2月28日には、京都府及び京都市の肢体障害者協会から嘆願書をいただいているところであり、これらの御意見はいずれも貴重なものと受けとめております。

経過措置後の取り扱いにつきましては、経過措置の期間において引き続き標章交付の推移や標章使用に係る駐車実態等を見きわめるとともに、身体に障害のある方や関係団体と継続的に対話の場を設け、積極的に要望・意見等をお聞きする。警察側からは、除外標章の正しい使い方などについて講話する場を設ける。福祉部局とも連携し、意見交換することといたしております。こうした対応を通じて、今後のあるべき交通規制について検討して参りたいと考えております。

次に、歯科医師等の訪問診療につきましては、公共性が高い用途でありますことから、個別に話を聞き、繰り返し特定の場所に駐車する場合は一括して許可するなど、駐車許可制度の弾力的な運用を図って参りたいと考えております。

荒巻隆三委員:

私は、本当に多くの意見を聞かせていただきました。まさに3級でこのたび交付対象から除かれた方は、子どものころに片足の大腿部から下を失って松葉づえで、もちろんお子様もいらっしゃいますし、お子さんを育てるに当たっても、またお買い物に行くに当たっても、主婦の役割を果たしていくという中で、本当に苦勞されたとおっしゃってました。けれども、勇気を持って何とか生きてこれたのは、そういった除外標章をいただいたおかげだとおっしゃってまして、御自身はもう高齢で車の必要はないということもおっしゃってましたけれども、ともに今いろいろ障害をお持ちで苦勞されている方がこれから、まさに子育てのときとか、また生活のために働いていかなきゃいけない、そういった現状を踏まえたときに、やはりそういった障害者の支援であるとか就業支援を、地方自治体はその責務を今明らかにしていかなければいけないときだと思います。

まさに道路交通法の規制の件は、やはり円滑な交通状態、環境を守るといことが主たる規制の内容ですけれども、実際そういう不正に駐車除外標章を使う事態が発生していく中で、逆に今、凶らずも、今回弱者がそういった手足を奪われるような事態になってしまった、

まさに私は今優先すべきは、さらなる不正使用の取り締まりの強化であると思いますし、本当に困っておられる障害をお持ちの方に対しては、ぜひとも温かい大きな手を差し伸べてあげられるようなそういう改正につなげていただきたいと思います。府民の暮らしを一生懸命、命をかけて守ってくださる京都府警の皆様ならば正しい御理解をいただけると信じて、次の質問に移らせていただきます。



総括質疑

当選以降荒巻隆三が取り組んで来た 常任委員会における主な質問・討論内容

◇ 警察常任委員会

- 1 駐車禁止除外指定標章の不正使用防止、及び歯科医師等の扱い、並びに下肢障害3級の2・3と4級の扱いについて
- 2 東山警察署の建設に当たっての市の景観条例との兼ね合いについて
- 3 運転免許サブセンター(河原町塩小路・崇人地区)の設置について
- 4 祇園・木屋町特別警察隊の活動効果について
- 5 東山署(旧松原署)跡地の有効な利活用について
- 6 犯罪被害者への障害給付金支給状況について
- 7 悪質化するサイバー犯罪の取り締まり状況について
- 8 京都府警の広告塔としての平安騎馬隊の活動状況について
- 9 振り込め詐欺に係る現状把握と取り組み状況について
- 10 裁判員制度と取り締まりの可視化について

◇ 府民生活・厚生常任委員会

- 1 食の安心・安全に係る、府の検査体制について
- 2 消費者生活の相談窓口の体制、相談の状況について
- 3 出会い喫茶の規制に係る「青少年健全育成条例」の改正について
- 4 丹波ナチュラルスクールの事案に係る、人権問題と問題の本質について
- 5 家庭支援総合センターの専門職員の配置等のソフト面(機能)の構想について
- 6 高速増殖炉「もんじゅ」の安全対策について
- 7 「府戦略的地震防火対策指針」の中の文化財の耐震問題について
- 8 ダガーナイフの販売・流通の実態把握について
- 9 医師不足の中での国の「臨床研修医制度」の見直しについて
- 10 肝炎対策における都道府県の役割について
- 11 インフルエンザ対策における食品流通感染について

「東山地区」における府の主な事業(平成21年度)

平成21年度で東山地区における現在取り組まれている京都府の主な事業は、次のとおりとなっています。

- 1 家庭支援総合センター(仮称)整備
2頁 参照
- 2 高等技術専門校整備
京都:障害者対象の新設科に係る施設整備
陶工:訓練スペース拡充
- 3 高校生きものチャレンジ事業
きもの入門講座の実施・きもの育成プログラムの推進
- 4 絆・賑わい商店街推進事業
商店街と地域の交流事業への支援・コミュニティ拠点の設置運営への支援
- 5 京都花灯路推進事業
観光振興のための花灯路用の照明設備の貸し出し及び催事を支援
- 6 鉄道駅舎バリアフリー化設備整備
京阪清水五条駅:障害者対応型エレベーター設置・情報提供表示設備に助成
- 7 歴史的建造物などの修理事業
国宝・重要文化財建造物の保存修理の委託を受けて府が町営実施(知恩院・清水寺 他)
- 8 東山警察署の建設
場所:元洛東病院跡地
構造/規模:鉄筋造2階建(地下1階)/5368㎡
完成:平成22年3月末
- 9 鴨川環境保全対策推進事業
放置自転車対策・迷惑行為の規制・鴨川府民会議の開催 他
- 10 地域力再生プロジェクト支援事業・交付金
地域に飛び出せプロジェクト(スマイルミュージックフェスティバル)・「五条坂陶坂の散歩道」の広報事業・NEW東山かるた作成事業・泉湧寺京焼ユニバーサルデザインの開発等

～写真で見る荒巻隆三の地域活動～



体育振興に努めます



テレビ番組「政治を語る」に出演



地域との接点



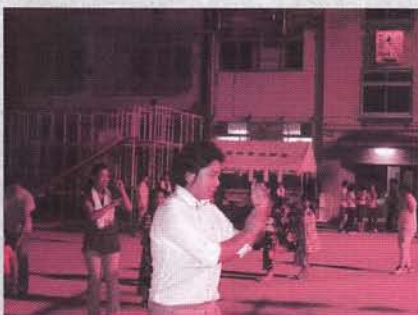
府政報告を大事にします



四季折々の地域行事



地域の皆様にご指導頂きます



盆踊りも参加します



夏祭り大好きです



地域の絆を大切にします

～写真で見る荒巻隆三の地域活動～



櫛にも魂 感謝の誠を捧げます



お神輿大好きです



受け継がれてきた京都の歴史



文化・伝統を大事にします



街の美化に取り組んでいます



防火・防災は住民自治の要です



地域の皆様とバケツリレー

掲 示 板

ご意見・ご質問などございましたら、荒巻隆三事務所までご連絡賜りますよう、謹んでお待ち申し上げます。よろしくお願いいたします。

尚、2009年12月の議会で府の観光戦略、陶磁器をはじめとする伝統産業の育成、商店街振興、治安対策について質問いたしております。それらと共に、迷惑防止条例案の件についても次号で報告させていただきます。

荒巻隆三事務所

〒605-0981京都市東山区本町1丁目60
TEL:075-541-8078 FAX:075-561-2812

